

第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年3月18日(木)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・14 宮本 政春・15 守山 孝之・16 中谷 秀也
17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子
24 前田 孝幸

以上9名

欠席部会委員 7 森 哲也

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：柴山担当副主幹
白山：谷担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて(所有権移転)
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第6号 非農地証明願いについて
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第3回第2農地部会を開会いたします。</p> <p>本日の欠席は7番 森 哲也委員の1名で出席委員数は9名でございます。</p> <p>本日、議事録署名者に、22番 中野 たつ子委員、24番 前田 孝幸委員、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から18で、件数は18件、合計面積は46,066㎡で、その内訳は田が44,236㎡、畑が1,830㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>4ページから7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から7で、合計件数は7件、合計面積は39,114.15㎡で、その内訳は田が22,220㎡、畑が12,761㎡、その他が宅地と原野で4,133.15㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1 一般個人住宅用地 でございます。</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は畑で201㎡でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。</p> <p>番号1から番号3 一般個人住宅用地</p> <p>番号4 宅地分譲 でございます。</p> <p>以上、件数は4件、合計面積は1,902.01㎡で、その内訳は田が597.01㎡、畑が1,305㎡でございます。</p> <p>報告案件は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、議案事項に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の10ページをお願いします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、</p>

でございます。

番号1、地区 大井、受人 有限会社 _____ 取締役 _____、面積 1, 307, 356. 98 m²、渡人 _____、面積 2, 522 m²、申請地 一志町井関上名倉 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 355 m² 外1筆、合計面積 2, 522 m²。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 高岡、受人 _____、面積 8, 031. 12 m²、渡人 _____、面積 795. 52 m²、申請地 一志町田尻世古出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 119 m² 外1筆、合計面積 119. 52 m²。

これにつきましては、受人は、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 倭、受人 _____、面積 5, 302 m²、渡人 _____、面積 4, 528 m²、申請地 白山町佐田奥垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 69 m² 外1筆、合計面積 85 m²。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 丹生俣、受人 _____、面積 4, 498 m²、渡人 外1名、面積 3, 187 m²、申請地 美杉町丹生俣庄司 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 36 m² 外2筆、合計面積 2, 369 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 上多気、受人 _____、面積 0 m²、渡人 _____、面積 2, 718 m²、申請地 美杉町上多気上沖 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 337 m² 外2筆、合計面積 1, 704 m²。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受けるものです。

なお、譲受人については、別冊 議案第7号において、整理番号 _____、 _____ において、1, 760 m²の利用権設定を受けることで下限面積3, 000 m²を満たすものであり、当該農用地利用集積計画の公告と同時の許可となります。

以上、件数は5件、合計面積は6, 799. 52 m²で、その内訳は田が6, 559 m²、畑が240. 52 m²でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。
1番、お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。5日に地元推進委員、それから一志事務局で現地を確認しました。現在耕作している人が買うということなら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
2番、お願いします。

前田委員 24番 前田です。3月5日、会長と宮本委員、地元推進委員、一志事務局で現地を確認しました。内容につきましては、先ほど事務局の説明があったとおりです。問題ないかと思えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
3番、お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。5日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それから白山総合支所の担当で確認をしてまいりました。場所は、_____の北西約500mぐらいです。この土地は、受人のすぐ隣にあり、現在も耕作されているようで、何ら問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
4番、5番、お願いします。

結城委員 18番 結城です。4番、5番を説明します。美杉は8日に現地確認をしました。地元推進委員と美杉事務局で現地を確認いたしました。隣接地と合わせて耕作をしたいということがございます。受人は、営農拡大してくれている人で、また引き続いてこのたびも土地を買っていただくということです。

5番は、これも8日に地元推進委員と美杉事務局で現地を確認いたしました。渡人は遠方で管理ができないので売却をしたいと。受人は近隣の農地の管理を頼まれていて耕作しておったのですが、もう農地を買ってくれということで、営農の拡大をするということです。よろしく。

以上です。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さんからのご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題とします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>11ページをお願いします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居相川町硯石_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 402㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を自動車整備工場の駐車場用地とすることを目的に、令和2年10月16日付にて許可を受けましたが、事業中止のため、許可の取消願が提出されております。</p> <p>番号2、地区 高岡、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町田尻世古出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積236㎡ 外2筆、合計面積 678㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を建売分譲住宅用地とすることを目的に、令和3年1月18日付にて許可を受けましたが、地番、地籍の変更のため、許可の取消願が提出されております。</p> <p>以上、件数は2件、合計面積は畑で1,080㎡でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。</p> <p>1番、お願いします。</p>
田口委員	<p>6番 田口です。これは事務局の説明どおりでございますので、どうぞよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>2番、お願いします。</p>
前田委員	<p>24番 前田です。この件につきましては、先ほど説明がありましたように、地番と地籍の変更のために取り消した分でございます。これについては何も問題ないと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>そしたら、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議 長	<p>それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。</p>

部会委員	<一同 異議なし>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については承認することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。</p> <p>事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>12ページから15ページをお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町風早 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 228㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。</p> <p>申請人は、土木建築業を営んでおり、事業拡大に伴い、道路アクセス等、利便性に優れている申請地を取得し、主として資材置場用地として利用する計画です。</p> <p>現在、市の指導要綱に基づく協議中であるため、確認され次第、3月の農地部会審議後に同時許可となる予定です。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 戸木町赤部 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 879㎡ 外1筆、合計面積 1, 437㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は、745.36㎡、パネルの設置率は、転用面積の51.9%になります。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 久居一色町羽場 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 26㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設管理用地とするものです。</p> <p>申請地の隣地は太陽光発電施設用地となっており、そのメンテナンス用の車両を置くなどの管理用地とする計画です。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号4、地区 栗葉、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 庄田町沓掛 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 806㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売（分譲）住宅用地とするものです。</p>

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 庄田町若林 _____、台帳地目・現況地目
とも畑、面積 99㎡ 外3筆、合計面積 1,394㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、634.68㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.
6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 庄田町沓掛 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 198㎡ 外1筆、合計面積 657㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、418.30㎡、パネルの設置率は、転用面積の63.
7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 大井、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町大仰堂垣内 _____、台帳地目 畑、現況地
目 宅地、面積 125㎡ 外5筆、合計面積 927.91㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個
人住宅用地、庭用地とするものです。

申請人が相続した時点で、申請目的の用途で利用してきた旨の始末書の提出
がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 波瀬、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡
人 _____、申請地 一志町波瀬若柚 _____、台帳地目・現況地目とも田、
面積 1,089㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、378.16㎡、日照不良となる箇所を回避する面積を
確保することから、パネルの設置率は、転用面積の34.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町片
野内山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 158㎡ 外1筆、合計
面積 462㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個
人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 高岡、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、

渡人 _____、申請地 一志町田尻世古出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 236㎡ 外1筆、合計面積 564㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売（分譲）住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 高岡、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野横枕_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,143㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を堆肥舎用地とするものです。

申請人は、近隣地に牛舎を所有しており、牛舎棟の増築、肥育牛の増加により、現在の堆肥場では手狭になったことから、既存堆肥場の隣地である申請地を取得し、新たに堆肥舎を建築しようとするものです。

農地区分は農用地となり、原則転用を許可しない農地と位置づけられますが、用途区分が農業用施設用地に変更されておりますので、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号12、地区 倭、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町南出下出_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 168㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

申請地の隣地は太陽光発電施設用地となっており、その他、近隣に管理対象の太陽光発電施設用地があることから、それらのメンテナンス用の資材置場用地とする計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 竹原、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町竹原東垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 899㎡ 外7筆、合計面積 3,871㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地、駐車場用地とするものです。

申請地については、10数年前より、譲渡人の亡き父と、申請地にて建設業を営む別の法人とで賃貸借契約を締結し、転用手続きを経ずして建設用資材置場として利用してきた旨の始末書が提出されていることから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 八知、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知山神川原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 278㎡ 外1筆、合計面積 459㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、273.78㎡、パネルの設置率は、転用面積の59.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 八知、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、
渡人 _____、申請地 美杉町八知上廣口 _____、台帳地目・現況地目と
も畑、面積 707㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、469.44㎡、パネルの設置率は、転用面積の66.
4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町
八知田し路 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 588㎡ 外1筆、
合計面積 1,235㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、513.76㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.
6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 八知、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 美杉町八知田し路 _____、台帳地目・現況地目と
も田、面積 899㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、469.44㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.
2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 八知、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 美杉町八知田し路 _____、台帳地目・現
況地目とも田、面積 928㎡ 外1筆、合計面積 1,404㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、528.12㎡、通行路の確保のため、パネルの設置率
は、転用面積の37.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 下多気、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____
、渡人 _____、申請地 美杉町下多気下之世古 _____、台帳地目・現
況地目とも田、面積 476㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、442.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の93.
1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川村_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 624㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、353.25㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川村_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 806㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、353.25㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号22、地区 下之川、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川新宮山_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 636㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、586.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の92.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号23、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川キビチ_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,527㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、308.25㎡、日陰の回避、隣地宅地との離隔の確保、メンテナンス用物置を設置することから、パネルの設置率は、転用面積の20.2%になりますが、計画全体として、申請地を太陽光発電施設用地として供することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は23件、合計面積は22,545.91㎡で、その内訳は田が15,726㎡、畑が6,733㎡、その他が雑種地で86.91㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局から説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1 番、お願いします。

田口委員 6 番 田口です。5 日の午後、会長はじめ部会長、地元推進委員、久居事務局で確認しました。場所は_____の北約 200 m ぐらいのところでございます。別に何ら問題もないと思いますので、よろしくお願いします。

それで 2 番について、2 番も 5 日の午前中でしたけれども、_____の国道挟んで南のところでございます。農業委員の森さん、中野さん、地元推進委員、久居事務局と見てまいりました。これも何ら問題だと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
3 番から 6 番まで。

事務局 久居事務局です。3 番から 6 番、3 月 5 日の午前中に現地を確認してまいりました。農業委員、諸戸さん、田口さん、森さん、中野さん、地元推進委員と確認をしてまいりました。

3 番の場所が_____の茶工場から南へ約 300 m のところにありまして、太陽光発電の施設に取り残された三角の小さい土地ということで、何ら問題ないと伺っております。

4 番につきましては、場所が_____から北へ 200 m ほど行ったところでありまして、こちらも田んぼを、建て売り住宅を建てるということで何ら問題ないと伺っております。

5 番につきましては、場所が_____の工業団地から北へ 200 m ぐらいのところでありまして、こちらも太陽光発電施設ということで、何ら問題ないと伺っております。

6 番につきましては、これも_____から北西へ約 200 m のところにありまして、こちらにつきましても何ら問題ないと伺っております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
7 番。

宮本委員 14 番 宮本です。5 日に地元推進委員、農業委員の前田さん、一志事務局で見てまいりました。これは既に宅地になっていました。

それから、8 番は、同じ日に地元推進委員立会いで現地を確認してきました。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
9 番から 11 番、お願いします。

前田委員 24 番 前田です。9 番です。3 月 5 日に会長と宮本委員、そして地元推進委員、一志事務局と現地を確認いたしました。これにつきましては、先ほど説明あったように、住宅用地ということでございまして、何ら問題がないかと思えます。

10 番につきましては、会長、宮本委員、地元推進委員、一志事務局と確認をしてまいりました。先ほど説明があったように、何ら問題がないかと思いま

す。

それから、11番につきましては堆肥場ということで、諸戸部会長、会長と宮本委員、そして地元推進委員、一志と本庁事務局とで現地を確認いたしました。堆肥舎を増やすというようなことですので、何ら問題がないかと思いを

以上です。

議長 ありがとうございます。
12番、お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。5日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それと白山総合支所の担当で現地を確認しました。太陽光発電の隣でメンテナンス用地ということで、何ら問題はないかと思いを。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
13番から23番までお願いします。

結城委員 18番 結城です。13番は、8日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。建設資材置場として十数年間使用されていたのですが、今回、売買により譲り受けて、引き続き建設用資材置場として、駐車場として一体化利用をしたいということです。

それから、14番から18番まで、これも8日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。業者はそれぞれ違いますが、内容は全て太陽光発電施設です。

それから19番は、8日に地元推進委員、事務局で現地確認をいたしました。これも太陽光発電施設用地として利用したいということですので。

20番から23番、これは下之川、これも8日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。太陽光発電施設ということで、何ら問題と思いを。よろしくおほいしたいと思いを。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可をすることに決定したいと思いを。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題します。

事務局、説明願いを。

事務局

16ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 川合、借人 _____ 株式会社 _____ 常務執行役員支店長 _____、貸人 _____、申請地 一志町八太南梶目 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 449㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に、許可日から令和5年5月31日までの期間の賃貸借権を設定し、申請地を掘削土置場用地、資材置場用地として一時転用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で449㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

説明がありましたが、地元委員のご意見ををお願いします。

1番、お願いします。

前田委員

24番 前田です。この物件につきましては、3月5日に会長、宮本委員、地元推進委員で現地を確認しております。橋脚の補強工事のための資材置場ということでございまして、何ら問題がないかと思えます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思えます。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可をすることに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局

17ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 高岡、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町田

尻世古出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 269㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川口、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町川口笠張_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 118㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を車庫用地、物置用地、進入路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で387㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明がありました。地元委員のご意見を伺います。
1番、お願いします。

前田委員 24番 前田でございます。この物件につきましては、先ほど事務局から説明があったとおり住宅用地でございます。3月5日に会長、宮本委員、そして地元推進委員で現地を確認いたしました。何ら問題がないかと思っております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
2番、お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。5日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それと白山総合支所の担当で見てまいりました。この土地は、二、三か月前に宅地にということで出ていた土地に隣接する土地で、何ら問題はないかと思っております。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議はございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第6号 非農地証明願いについてを議題とします。
事務局、説明願います。

事務局 18ページをご覧ください。
議案第6号 非農地証明願いについてでございます。
番号1、地区 川口、願出者 _____、申請地 白山町川口並木 _____、
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積294㎡。
これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、申請地に昭和35年
頃から宅地として利用し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農
地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取
扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明
をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、面積は畑で294㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。5日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それから白山
総合支所の担当で見てまいりました。以前から家が建っていて、取り壊したと
いうことです。何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
それでは、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っております。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、
これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定し
たいと思っております。
それでは、次に、別冊でお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化
促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題としま
す。
事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定についてでございます。
それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。
まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で89,384㎡、
畑の賃貸借、使用貸借で11,033㎡、契約件数は49件でございます。
一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で111,307.61㎡、
畑の使用貸借で8,624㎡、契約件数は47件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で610,800㎡、契約件数は198件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,212㎡、契約件数は6件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて820,703.61㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて19,657㎡、合計契約件数は300件、合計面積は840,360.61㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区32件、一志地区35件、白山地区127件、美杉地区1件で、合計195件、合計面積は546,030㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で65%、面積で65%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は253番、255番、257番になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

まず、初めに議事参与の制限に該当する案件から始めさせていただきたいと思えます。

整理番号45 外6件についてです。

まず初め、_____委員、一時退室を願います。

< 退 室 >

議長 それでは、この_____委員の7件について、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました7件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

この案件につきましては適切であると認め、市長に進達することにいたします。

入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号196について、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 それでは、この1件についてはいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
この案件につきましても適切であると認め、市長に進達することといたします。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号208について、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 それでは、この1件についてはいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
この1件につきましても適切であると認め、市長に進達することといたします。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号220について、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 それでは、この1件についてはいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ただいま審議をいただきました1件について適切であると認め、市長に進達することといたします。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
これらの案件につきましても適切であると認め、市長に進達することといたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第3回第2農地部会を閉会します。

午後2時51分

上記は、第3回第2農地部会の議事を録したものである。

令和3年3月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____